

2019(令和元)年度 全社協 政策委員会 事業・活動計画

全社協 政策委員会では、『全社協福祉ビジョン 2011』がめざす「ともに生きる豊かな福祉社会」を実現するため、構成組織である社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員児童委員協議会、関係福祉団体との連携・協力のもと、「第2次行動方針」に掲げる重点課題への取り組みを展開するとともに、福祉諸制度改革への適切な対応、関係予算の拡充に取り組む。

また、地域共生社会の実現に向け、2020年を始期とする「全社協 福祉ビジョン 2011」の後継ビジョンを策定する。

＜社会保障・福祉政策の動向・課題と対応の方向性＞

1. 人生 100 年時代を見据えた一億総活躍社会の実現

- 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）のもと、①戦後最大の名目GDP600兆円、②希望出生率1.8、③介護離職ゼロ、の各目標に向けて平成28年度（2016年度）を始期として、①は2021年度、②③は2025年度にかけて長期的・継続的に施策が講じられることとされている。
- 平成30年10月2日に発足した第4次安倍改造内閣は、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月）に基づき、「全世代型社会保障」の基盤をすすめるため、「働き方改革・人づくり革命・生産性革命」、「質が高く効率的な保健・医療・介護の提供」、「全ての人が安心して暮らせる社会の推進に向けた福祉等の推進」に取り組むとされた。
- 政府は、「新経済・財政再生計画」において、団塊世代が75歳に入り始める2022年度の前までの2019年度から2021年度を、社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」と位置付け、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行うとし、2020年度の「経済財政運営と改革の基本方針」において、給付と負担のあり方を含め、「社会保障について総合的かつ重点的に取り組むべき政策をとりまとめ、早期に改革の具体化を進める」としている。
- 社会的養護を含む子ども・子育て支援、医療、介護、年金の4分野の社会保障改革に加え、障害者・児支援、生活困窮者自立支援やセーフティネット対策を含め、より質の高い福祉サービスの提供と支援の実践を一体的・総合的に展開できる福祉制度の確立と提供体制の充実・強化が必要である。

2. 規制改革・特区等への対応

- 平成31年3月8日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第9次地方分権一括法案）」が閣議決定され、学童保育（放課後児童クラブ）に従事する者の基準が従うべき基準から参酌すべき基準に見直され、現行基準では1教室に職員2人以上（うち1人は保育士等）であるが、地域の実情に応じて、今後は職員1人の配置での運営が可能となる。
- また、平成30年6月14日の国家戦略特別区域諮問会議において、待機児童が多い自治体が、自ら定める基準に基づく「地方裁量型認可化移行施設」の仕組みを設けることができることとされた。必要職員数のうち保育士資格等の有資格者が6割の配置で運営が可能であり、認可化移行計画の上限（通常のリモカ化移行運営費支援事業は5年）は設けないこととされた。

- 「残された岩盤規制改革の断行」として社会福祉法人・福祉施設、福祉サービスのあり方について、政府の各種会議体でさまざまな議論、指摘が相次いでいるが、社会福祉制度の基本的な仕組みを大きく後退させ、利用者の安心・安全な生活や権利擁護の根幹を揺るがしかねない意見も散見される。
- 経済成長優先の観点からの事業主体拡大をはじめとする規制改革や、規制改革・「特区」を利用した地方分権改革の拙速な拡大は、利用者の最善の利益を第一義とする社会福祉サービスにあって、セーフティネットとしての福祉諸施策の根幹をゆるがし、また、地域間格差を一層拡大させかねないことが懸念される。福祉サービスの質、利用者の権利擁護、さらに安心・安全な生活の後退を招く制度見直しには政策委員会構成組織が一体となって強く対峙していくことが必要である。

3. 令和2年度の福祉諸制度改革・予算確保への対応

- 平成31年度政府予算案における社会保障関係費は33兆9,914億円と過去最高を更新した。
- 平成31年度は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」に定められた「新経済・財政再生計画」における基盤強化期間の初年度であり、社会保障関係費の自然増が6,000億円と見込まれる中、実勢価格の動向を反映した薬価改定や、これまでに決定された社会保障制度改革の実施等の歳出抑制により、社会保障関係費の実質的な伸びは4,774億円に抑えられた。
- 一方、2019年10月に予定される消費税率の引上げに伴い、消費税増収分等を活用し、低所得高齢者の介護保険料の更なる軽減強化や年金生活者支援給付金の支給といった「社会保障の充実」のほか、「新しい経済パッケージ」に基づき、幼児教育・保育の無償化、介護人材の処遇改善等が行われる。
- 引き続き、経済・財政一体改革の主要分野である社会保障・福祉制度の重点化・効率化の方針とともに経済成長・財政再生のため、さらなる歳出抑制を求める議論が強まることも想定される。福祉サービス利用者や福祉現場の実情を踏まえた社会保障・社会福祉施策が具現化されるよう、今後の諸情勢を踏まえた課題提起と対応、取り組みを進めていく必要がある。

4. 「働き方改革」への対応と福祉人材の確保・育成・定着

- 人が人に関わり、支える福祉の現場の人材確保・育成・定着は喫緊の課題である。「介護離職ゼロ」、待機児童解消をはじめ、「一億総活躍社会」、地域共生社会の実現に向けて、福祉基盤の要である福祉・介護・保育人材の量的確保に加え、質と専門性の向上が必要となる。また、「働き方改革関連法」（平成30年6月19日成立）が、平成31年4月1日から順次適用されていくことを踏まえ、「時間外労働の上限規制」や、「同一労働同一賃金」等、福祉の現場においても、適切かつ早急な対応が求められる。
- インターンシップや福祉人材認証制度、教育現場や地域における福祉の職場に対する理解を進めるための好事例を収集して普及を図るとともに、福祉の仕事へのポジティブな評価の形成に向けた取り組みを関係機関・組織との連携・協働により進める。
- 取り組みの推進に当たっては、平成30年度に改定した「地域を支える福祉人材の確保・育成・定着の取組方策」の周知・普及を進め、取組方策に基づく構成組織における取り組みの推進を図っていく必要がある。

5. 大規模災害への平時からの備え、取り組みに係る制度・予算対策

- 平成30年度においても、大阪北部地震、西日本豪雨等、未曾有の大災害により多くの被害がもたらされた。復旧・復興への継続的な支援が必要であるとともに、今後の

大規模災害の発生に対応するための、平時からの備えについて、取り組みが求められる。

6. 社会福祉法人制度改革への適切な対応と検証

- すべての社会福祉法人が、改正社会福祉法への適切な対応を進め、着実に実践を積み重ねていけるよう、構成組織との連携・協働により、きめ細かい情報提供とフォローアップ、実施状況の把握と情報発信、各種支援事業を継続的に実施するよう働きかけていく。
- とくに、「地域における公益的な取組」については、社会福祉法人の責務とされたことから、全国的な実施とその取り組みの発信を強力に推進し、広く社会からの支持と信頼の獲得につなげる必要がある。
- また、社会福祉法人の事業展開に関して、合併や大規模化・協働化等が議論の俎上にあり、人口減少・高齢化といった地域社会の脆弱化等の社会構造の変化の中で、地域共生社会の実現に向けて、より一層の役割の発揮が求められる。

7. 社会福祉法人税制の堅持

- 社会福祉法人は、その非営利性・公益性のもとに税制優遇の対象となっており、また、人口減少・超高齢化、社会経済情勢の変化のなか、社会福祉法人が地域において果たすべき役割はますます重要になっている。社会福祉法人制度の根幹ともいべき現行の社会福祉法人の法人税非課税を堅持するよう取り組む。
- また、公益目的としての財源供給に影響を与える軽減税率とみなし寄附金制度の見直しは、社会福祉事業や公益的な諸活動の取り組みを阻害するものであり、現行制度を堅持するよう取り組む。

こうした情勢を踏まえ、政策委員会では、構成組織との連携・協力のもと、国民の福祉向上のために、社会保障・社会福祉諸制度改革等の福祉現場への影響と課題を整理するとともに、さらなる改善・拡充にむけて根拠に基づく政策提言、予算要望等を積極的に展開していく。

とくに、2019(令和元)年度からは、新経済・財政再生計画における基盤強化期間となり、政府の関係審議会等において予算の重点配分により社会保障関係費の削減・抑制を求める動きが強まることも想定されることから、構成組織と一体となり、現場の実情を踏まえた発信・働きかけを行う。

社会保障・福祉政策の動向・課題を踏まえ対応すべき主な事項

- 「新しい経済政策パッケージ」(幼児教育・保育の無償化、介護人材の処遇改善等)への対応及び消費増税による福祉施策充実のための財源確保
- 経済財政運営と改革の基本方針2019及び財政制度等審議会建議の検証と対応
- 地域共生社会及び総合的な福祉サービス提供に向けた体制整備のための制度改革の実現
- 生活困窮者自立支援等のセーフティネット関連制度・予算の再編と拡充
- 子ども・子育て支援制度下における質の改善の早期実現
- 介護・保育分野のイコールフットingの阻止、国家戦略特区等における規制改革事項の検証と対応
- 安定性と継続性のある福祉諸制度改革の実現、介護、障害分野等の報酬改定の影響の検証
- 福祉人材の確保・育成・定着と福祉サービスの質の向上への取り組み強化
- 大規模災害への平時からの備え、取り組みに係る制度・予算対策
- 社会福祉法人制度改革への適切な対応と検証、および地域公益活動の着実な展開
- 社会福祉法人の法人税非課税等の堅持

〈事業・活動計画〉

1. 「全社協 福祉ビジョン 2011」第2次行動方針の取り組みの促進と新たな「全社協 福祉ビジョン 2020」（新ビジョン）の策定

「全社協福祉ビジョン 2011」第2次行動方針に掲げた7つの重点課題について、全国の各地域における社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員など関係福祉組織の連携・協働のもとに取り組みが促進されるよう働きかける。

全社協福祉ビジョン 2011 第2次行動方針【抜粋】

いま、取り組むべき7つの重要課題

1. 地域における総合相談・生活支援体制の強化、確立
2. 地域での公益活動の展開強化
3. 福祉サービスの質の向上と社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会の経営管理の強化
4. 福祉の職場の社会的評価の向上、福祉人材の確保・育成・定着の取組強化
5. 大規模災害と防災への対応の強化
6. 地域住民等の地域コミュニティへの参加環境づくり
7. 地域での計画的な福祉基盤の確立と制度改革の働きかけ

また、地域共生社会の実現に向け、2020年を始期とする「全社協 福祉ビジョン 2011」の後継ビジョンを策定する。

2. 社会保障・福祉制度改革等への対応と政策・制度、福祉予算拡充のための政策提言・要望、活動

高齢者、障害児者、子ども・子育て、社会的養護などの福祉制度の拡充、生活困窮者自立支援及びセーフティネット関連事業等による地域での社会福祉の推進など、福祉政策・制度の重要課題について、政策委員会と構成組織の連携・協働のもとに、政策・制度および福祉予算拡充のための政策提言・要望、活動を行い、その実現を図る。

あわせて、根拠のある政策提言や予算要望等に向けて、エビデンスの蓄積、社会福祉法人・福祉施設の各種経営情報、実践に関するデータベースの活用（構築）に向けた検討、取り組みを進める。

- 社会保障・福祉制度、予算・税制に関する提言・要望活動
- 社会保障・福祉制度の重要課題への対応及び、社会福祉関係予算の拡充のための制度政策要望、予算要望、政策提言の強化
- 福祉制度に係る規制改革等の検証と制度後退阻止の要望活動
- 社会福祉法人の税制（法人税非課税等）堅持のための要望活動

3. 構成組織との連携・協働による要望活動の強化、促進

(1) 全国、都道府県・指定都市段階での陳情・要望活動の推進

社会福祉関係予算の確保や税制改正等の重要課題について、全国、都道府県・指定都市段階において社協と種別協議会等が一体となった陳情・要望活動に取り組むよう、情報提供等の充実を図る。

(2) 政策委員会・構成組織との協働による要望活動の推進

政策委員会との協働による対応が必要な種別協議会等の構成組織の重点的な要望事項（要望書等の集約）については、幹事会で取組方針等を確認し、社会福祉施設協議会連絡会等とも連携・調整を図りつつ要望活動に取り組む。

4. 「働き方改革」への対応と福祉人材の確保、育成、定着への取り組み、福祉サービスの質の向上の促進

(1) 『地域を支える福祉人材確保・育成・定着の緊急対策』の推進等

平成30年度に改定した、政策委員会『地域を支える福祉人材確保・育成・定着の取組方策』（平成31年3月15日）のもとに、社協と社会福祉法人・福祉施設等での福祉人材の確保、育成、定着を働きかける。

また、構成組織による実施状況等を把握・検証し、2020年度において、本方策に基づく取組み状況、福祉人材をめぐる動向、さらには全社協政策委員会において策定予定の新たな「全社協福祉ビジョン」を踏まえて、福祉人材確保に関するそれ以後の取組み方針を決定する。

あわせて、平成31年度から順次施行される「働き方改革関連法」への適切な対応に向けて情報提供等を行うとともに、具体的な課題について把握し、対応策を検討する。

(2) 働きやすく、やりがいの感じられる福祉の職場づくりの推進

政策委員会が提唱する「働きやすく、やりがいの感じられる福祉の職場づくり推進要領」に基づく取組みの働きかけや社会福祉法人・福祉施設の積極的な実践、また、各構成組織における取組みの状況等を把握する。また、ホームページ等により好事例の情報提供・普及を図る。

(3) 権利擁護・虐待防止への取り組み

児童、障害者、高齢者等、総合的な権利擁護と虐待防止に向け、国による成年後見制度利用促進の施策動向等を踏まえつつ、政策委員会構成組織との連携のもとで取り組みを進める。

(4) 福祉サービス第三者評価の受審促進、苦情解決体制の再構築への取り組み

福祉サービス第三者評価の受審促進や、事業者段階における苦情解決体制の構築への働きかけ等を通じ、社会福祉法人・福祉施設等での福祉サービスの質の向上に取り組むとともに、その状況を把握し、さらなる取組みに向けた方針等を検討、提起する。

5. 社会保障・社会福祉制度改革への対応、地域公益活動の展開促進

(1) テーマ別検討会の設置

社会保障・社会福祉制度改革に向けて、政策委員会、構成組織による政策提言・要望、活動の充実の観点から、福祉現場の実情を踏まえた制度改善等を実現するため、重要な政策課題に関して「テーマ別検討会」を設置して検討を進める。

○「全社協 福祉ビジョン」改定作業委員会（仮称）

(2) 社会福祉法人制度改革のフォローアップ

社会福祉法人におけるガバナンスの強化と事業の透明性の向上、社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」のさらなる促進と広報・発信等について構成組織、社会福祉施設協議会連絡会（会長会議）との連携のもとに取り組む働きかける。

平成30年度に取得する「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」登録データをもとに、政策提言、予算要望等に資するエビデンスとしての情報整理を図る。

(3) 「地域におけるセーフティネット機能の強化のために」【提言】の普及等を通じたセーフティネット対策の拡充、関連施策動向への対応

平成30年度に政策委員会・セーフティネット対策等に関する検討会がとりまとめた、

「地域におけるセーフティネット機能の強化のために」【提言】の普及とともに、2020年度施行予定の「日常生活支援住居施設」の制度設計への対応等、セーフティネット対策関連施策への取り組みを行う。

6. 大規模災害への平時からの備え、取り組みに係る制度・予算対策

都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会をはじめ、政策委員会構成組織における検討、取り組みを踏まえ、政策委員会として必要な要望・提言を行う。

7. 全社協 福祉懇談会への参加・協力

全社協主催の福祉懇談会において、政策動向や予算編成等の情勢を踏まえ、福祉諸制度改革や重点要望事項などを提起するとともに、国政、社会福祉関係者が幅広く懇談する機会とする。

期日：2019（令和元）年10月初旬

会場：全社協・灘尾ホール

8. 「福祉ビジョン21世紀セミナー」の開催

「福祉ビジョン2011」第2次行動方針「7つの重要課題」への取り組みの推進に資するテーマ、内容で企画し、社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員、行政、マスコミ等幅広い参加・協力を得て開催する。

期日：2019（令和元）年11月25日、26日

会場：全社協・灘尾ホール

9. 情報収集と提供ならびに広報等の強化

(1) 「社会保障・福祉政策の動向と対応」の発行

社会保障、福祉政策各分野の動向と課題への対応状況等を集約した「社会保障・福祉政策の動向と対応」（政策動向）を2か月に1回程度発行し、幹事会において情勢報告と政策課題に対する取り組みについて協議するとともに、政策委員会委員への周知、政策委員会ホームページに掲載する。

(2) 社会福祉関係予算に関する情報提供

① 「令和2年度厚生労働省予算概算要求の主要事項等

厚生労働省税制改正要望事項等関係資料」（8月予定）

② 「令和2年度厚生労働省予算案概要及び主要事項」（12月予定）

(3) 政策提言・要望に関する情報提供、調査研究

政策委員会および構成組織による政策提言、要望書等をホームページに掲載し、広く福祉関係者等への共通理解をはかるとともに、その実現・反映に向けた取り組みに資する。

(4) 全社協政策委員会ホームページの活用

政策委員会、構成組織の活動を積極的に広報・周知することなどを目的に、政策委員会ホームページの充実、活用を進める。

10. 政策委員会 総会、幹事会の開催

(1) 総会の開催

2019（令和元）年6月21日（金）13時30分～15時

(2) 幹事会の開催

政策委員会は、幹事会を中心に運営する。幹事会は、隔月第3金曜日午後の開催（原則）とし、広く社会保障・社会福祉諸制度に関わる政策課題への対応を協議するほか、構成組織による政策課題への対応、国民生活に関わる具体的な諸動向への取組等について検討、協議する。

第1回	2019(平成31)年4月19日(金)	13時30分～16時00分
第2回	2019(令和元)年6月21日(金)	(総会終了後)
第3回	2019(令和元)年8月26日(月)	13時30分～16時00分
第4回	2019(令和元)年10月18日(金)	13時30分～16時00分
第5回	2019(令和元)年12月20日(金)	13時30分～16時00分
第6回	2020(令和2)年2月21日(金)	13時30分～16時00分

(3) その他会議の開催

社会福祉諸制度に関する要望の協議・検討作業、提言作成、調査研究等のための検討会等を必要に応じて設置・開催する。